

○古賀市スポーツ大会出場奨励補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツの全国大会又は国際大会に出場する個人又は団体に対し、古賀市スポーツ大会出場奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、大会への出場を促し、選手の技術を高めるとともにそのスポーツ活動の支援及び活性化を図り、もって古賀市のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（改正（平30教委規則第2号））

（補助の対象となる大会）

第2条 補助の対象となる大会は、国、地方公共団体又は公益的法人等が主催、共催又は後援するスポーツの大会であって、次の各号に掲げる大会区分に応じ、当該各号に定める大会とする。ただし、平成30年4月1日から平成34年3月15日までの間に開催されるものに限る。

- (1) 全国大会 地方予選を経て出場資格を取得した全国大会又は競技成績その他の明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する全国大会
- (2) 国際大会 前号に規定する全国大会を経て出場資格を取得した国際大会又は競技成績その他の明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する国際大会

（全改（平30教委規則第2号））

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、前条に規定する大会に出場するものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人 次のいずれも満たす個人
 - ア 市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があること。
 - イ 大会要項等に定められた登録選手であること。
 - ウ 次号に規定する団体の構成員として大会に出場する者でないこと。
- (2) 団体 団体として出場するものであって、大会要項等に定められた当該団体の登録選手の半数以上が市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があるもの

（全改（平30教委規則第2号））

（他の補助金等との関係）

第4条 前条の規定にかかわらず、当該大会への出場が、古賀市立中学校部活動大会参

第9条 教育長は、前条の報告を受けたときは、当該実績報告書の審査により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容を確認した上で、交付すべき補助金の額を確定し、奨励補助金確定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（改正（平30教委規則第2号））

（補則）

第10条 この規則及び古賀市教育委員会補助金交付規則（令和2年教育委員会規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

（改正（令2教委規則第3号））

別表（第5条関係）

（追加（平30教委規則第2号））

	個人	団体		
	奨励補助額	算定対象者	奨励補助額	限度額
全国大会	1万円	大会要項等に定められた登録選手及び監督等であって、市内に	算定対象者数に1万円を乗じて得た額	10万円
国際大会	3万円	住所を有し、かつ、生活の拠点を有するもの。ただし、監督等については、2人以内とする。	算定対象者数に3万円を乗じて得た額	30万円